

湯谷温泉街活性化構想策定業務委託プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 件名

湯谷温泉街活性化構想策定業務委託

(2) 目的

湯谷温泉は、1300年前に開山された鳳来寺の利修仙人により発見された源泉「鳳液泉（ほうえきせん）」を湯元にして、宇連川の兩岸に8件ほどの旅館が建ち並ぶ古くからの温泉街であるが、バブル崩壊以降の旅館の閉鎖等衰退が進んでおり、観光客は減少の一途をたどっている。また、旅館等に対して温泉を供給している加温配湯施設や、日帰り入浴施設とプール等を備えた市営の健康レジャー施設である鳳来ゆ〜ゆ〜ありいななど老朽化した施設を抱えており、今後も湯谷温泉を持続的に維持し発展させていくためには、これら施設の在り方についても検討する必要がある。

このような状況を踏まえ、湯谷温泉街に再び賑わいを取り戻し持続可能な発展を実現するため、今後の施設の在り方を含むまちづくりの方向性について定めた「湯谷温泉街活性化構想」の策定業務をコンサルタントに依頼すべく、適切な候補者を選定するものである。

(3) 内容

別紙「湯谷温泉街活性化構想策定業務委託仕様書」のとおり。

(4) 期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで

2 事業費（予算額）

金5,093,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記記載の金額は、提案の規模を示す予定価格とし、その範囲内で可能な提案を求めるものである。

3 実施形式

参加事業者を広く募集することで、より魅力ある事業提案を選定することが可能となるため、公募型とする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。

(1) 新城市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 過去（当該年度も含む）に官公庁において、本事業と同種又は類似業務を元請として契約した実績を有すること。

- (3) 新城市請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年10月1日）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (5) 「新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年3月31日新城市長・愛知県新城警察署長）に基づく排除の措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (8) 愛知県内に事業所（本社、本店、支店又は活動拠点）を有していること。
- (9) 配置予定の技術者のうち管理技術者については、技術士（都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有していること。

5 募集内容

- (1) 募集方法
新城市公式ウェブサイトを活用し、広く募集する。
- (2) 申込方法
参加表明書に必要書類を添付し、「10 参加資格審査」で定める申込期限までに提出するものとする。

6 担当部署・事務局

新城市役所産業振興部観光課

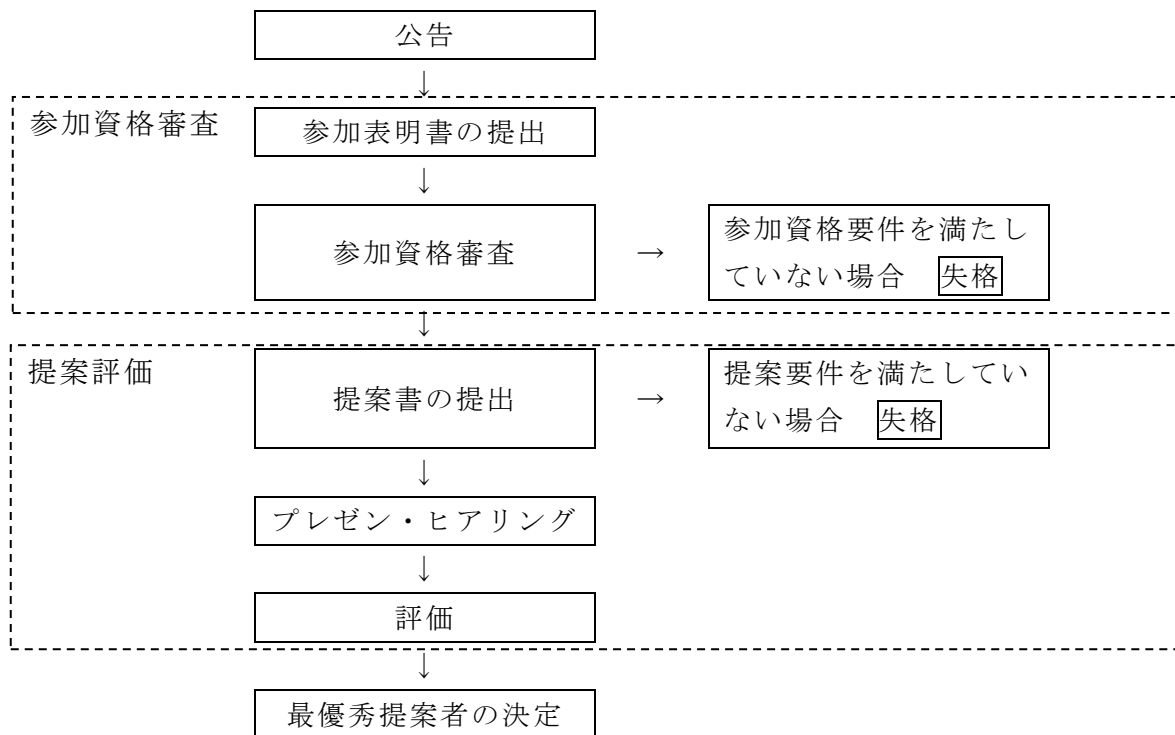
所在地 〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

電話 0536-23-7613（ダイヤルイン）

電子メール kankou@city.shinshiro.lg.jp

7 候補者決定方法

【参考：決定までの流れ】（公募型プロポーザル）



※上記内容は、候補者決定までの主なフローであり、詳細日程は「8 実施日程（予定）」を参照すること。

8 実施日程（予定）

全体スケジュール

令和7年4月14日（月）	公告、実施要領配布
令和7年4月22日（火）	質問書提出期限（受付締切）
令和7年4月28日（月）	質問に対する回答期限
令和7年5月9日（金）	参加表明書提出期限（受付締切）
令和7年5月14日（水）	参加資格通知
令和7年5月26日（月）	企画提案書提出期限
令和7年6月10日（火）	審査（プレゼンテーション、ヒアリング）
令和7年6月17日（火）	審査結果通知
令和7年6月下旬（予定）	見積通知
令和7年6月下旬（予定）	見積提出期限
令和7年7月初旬（予定）	契約締結

※全体スケジュールは、変更することがあります。

※見積通知以降の詳細なスケジュールは、最優秀提案者に対して別途通知します。

9 質問回答

(1) 提出方法

本プロポーザル実施に関しての質問がある場合は、質問書（様式1）に質疑事項を記載の上、事務局の電子メールアドレスに添付ファイルとして提出（送信）すること。

なお、質問提出後、事務局へ電話でメール着信の確認をすること。

(2) 提出期限

令和7年4月14日（月）から令和7年4月22日（火）正午まで（必着）

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は一括してとりまとめ、令和7年4月28日（月）までに新城市公式ホームページ上に掲載することとし、個別の回答は行わない。

新城市公式ホームページURL：<https://www.city.shinshiro.lg.jp>

(4) その他（留意事項）

ア 電子メールの件名（タイトル）は「【質問書】湯谷温泉街活性化構想策定業務委託」とすること。

イ 添付ファイルは、必ずウイルスチェック（ウイルススキャン）を実施し、コンピュータウイルスに感染していないことを確認した上で送信すること。

ウ 質問内容を確認するため、事務局から問い合わせをする場合がある。

エ 持参、口頭又はファックスによる質問は受け付けない。

オ 質問に対する回答は、本実施要領を補完するものとする。

10 参加資格審査

(1) 申込方法

本プロポーザルへ参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる書類に必要な事項を記載の上、事務局へ持参（受付は、土日祝日を除く9時00分から17時00分までの間に限る。）、郵送又は宅配便により提出すること。

提出書類	様式	提出部数
参加表明書	様式2	1部
公募型プロポーザル応募資格要件について	様式3	
事業者概要	様式4	
同種又は類似業務の実績	様式5	
暴力団排除に係る調査承諾書	様式6	
国税及び地方税に係る納税証明書	提出前3ヵ月以内 写し可	

(2) 申込期限

令和7年5月9日（金） 17時まで（必着）

（郵送等の場合は、期限内必着とする。）

(3) 参加資格通知

参加希望者について、参加表明書等の書類により参加資格要件を満たしているか確認し、

その結果を令和 7 年 5 月 1 4 日（水）までに電子メールにて参加希望者へ通知することとする。

なお、結果通知で参加資格を有することを認めた者（以下「参加資格者」という。）は、「11 提案書等の提出及び辞退届の提出」に基づき、必要書類を作成し、提出すること。
また、参加資格審査に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

11 提案書等の提出及び辞退届の提出

（１）提案書提出方法

参加資格者は、別紙「湯谷温泉街活性化構想策定業務委託プロポーザル提案書作成要領」に基づき提案書等を作成し、提出期限までに事務局へ持参（受付は、土日祝日を除く 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分までの間に限る。）すること。

※提案書を提出した者を、以下「提案者」という。

（２）提出期限

令和 7 年 5 月 2 6 日（月） 1 7 時まで（必着）

（３）その他

プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（様式 7）を「6 担当部署・事務局」に提出すること。

12 評価方法

（１）評価委員会

「新都市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、湯谷温泉街活性化構想策定業務委託プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

（２）委員構成

委員会の評価委員（以下「委員」という。）氏名については、公正性を確保するため候補者の特定後に公表するものとする。

（３）評価方法

評価は、別紙「湯谷温泉街活性化構想策定業務委託プロポーザル評価基準」に基づき評価する。

（４）企画提案要件

企画提案書とともに提出された参考見積金額が実施要領「2 事業費（予算額）」に示す金額を超えている場合、失格とする。

（５）提案評価

ア プレゼンテーション・ヒアリングの実施

実施日は令和 7 年 6 月 1 0 日（火）予定とする。

プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて 2 0 分以内で説明するものとし、ヒアリング（質疑応答）は 1 5 分以内とする。なお、プレゼンテーション・ヒアリング

で使用する資料は、提出書類（企画提案書等）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

イ 使用機器等

パワーポイント等を用いる場合は、プロジェクター、スクリーン及びケーブル(D-Sub15ピン(ミニ)及びHDMI)は事務局で用意するが、その他の機器は提案者で用意すること。

ウ その他（留意事項）

（ア）プレゼンテーション・ヒアリングの出席者は、受託した場合のプロジェクト責任者を含む3名以内とすること。

（イ）プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とし提案者を特定することができる内容の記述又は発言をしないこと。

（ウ）プレゼンテーション・ヒアリングの実施順序は、提案書の受付順とする。

（6）評価点

審査に参加した委員が評価した点数の合計平均が60点以上かつ最上位の提案者を最優秀提案者（以下「契約候補者」という。）とする。

13 評価結果（特定・非特定通知）

評価結果は、市から全ての提案者に対して電子メールと書面にて通知する。

14 見積提出

契約候補者より、当該業務に係る見積書の提出を求めるものとする。

（1）提出方法

1 部 ※見積内訳書を提出すること。

（2）提出様式

見積書様式は、市で定める様式を使用すること。なお、見積内訳様式については、任意様式とする。

（3）提出場所

「6 担当部署・事務局」と同じ。

（4）提出日時

詳細日時については、契約候補者へ通知する。

（5）提出方法

詳細方法については、契約候補者へ通知する。

15 契約締結

採択された契約候補者と提出された提案書をもとに協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

ただし、第1契約候補者と協議が整わなかった場合、次点の者と協議するものとする。

16 提出書類の取り扱い

(1) 返却

提出書類等については、一切返却しない。

(2) 保管及び廃棄

提出書類等については、新城市公文書管理規程（平成17年訓令第7号）の規定に基づき保存及び廃棄する。

(3) 著作権

ア 提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、新城市は本プロポーザルの実施において必要の範囲で複製することができるものとする。

イ 新城市が提案書を他に利用しようとする場合は、あらかじめ提案者の承諾を得た上で、無償で使用及び複製できるものとする。

17 情報公開

本プロポーザルに関する要綱、要領、評価基準及び企画提案者並びに特定者については、本業務の契約締結日以降において新城市公式ホームページで公開するものとする。

なお、参加表明書類及び提案書に関しては公表しないものとする。ただし、新城市情報公開条例（平成17年条令第25号）の規定に基づき、本プロポーザルに関する公文書の開示請求があった場合は、提出書類を開示する場合がある。なお、非公開としたい情報がある場合は、非公開としたい情報届出書（様式10）により届け出ること。ただし、届出があった場合においても、新城市情報公開条例第7条に規定する非開示情報に該当しない場合には、開示とする。

18 その他

(1) 必要経費負担

本プロポーザルの実施における書類等の作成及び提出並びにプレゼン等に係る一切の経費は、参加希望者の負担とする。

(2) 失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ 参加表明書類、提案書に虚偽の内容が記載されているとき。

ウ 委員、その他関係者に対し不当な活動を行った事実が認められるとき。

エ 提出書類が本実施要領に定める以外の方法により作成又は提出したとき。

オ 前各号に定めるもののほか、本プロポーザルの提案にあたり著しく信義に反する行為等により委員会が失格であると認めたとき。

カ 参考見積金額が実施要領「2 事業費（予算額）」に示すに金額を超えているとき。

キ 審査に参加した委員が評価した点数の合計平均が60点に満たないとき。

(3) 言語等

本プロポーザルの実施において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間及び単位は、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(4) 異議申し立て等

本プロポーザルの審査に関する問い合わせ及び評価結果の異議申し立てについては受け付けない。

(5) 営業行為の制限

本プロポーザルの告示の日から契約締結までの期間中、新城市に対し本業務に関する営業行為を禁止とする。

(6) 提案書の閲覧

提案者は、本プロポーザルで使用した提案書を雑誌、広報紙、その他一般の閲覧に供する場合は、あらかじめ新城市の承諾を得ること。